

## 第166回：消費税の軽減税率について

来年の10月1日から、消費税※1が8%から10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。今回は、この軽減税率制度についてご紹介を致します。

### 1. 消費税の軽減税率制度とは

低所得者に配慮する観点のものであり、飲料や食料品といった生活に密接にかかわる商品などの税率は8%に抑えられ、その他のものは標準税率10%に引き上げられる制度です。

### 2. 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡となります。



出典：国税庁「消費税の軽減税率制度とは」

#### (1) 軽減税率の対象品目

取引	留意点
食料品の譲渡 (食品表示法に規定する食品)	○軽減税率が適用されるもの
	▪酒類・外食を除く飲食料品
	○標準税率が適用されるもの
	▪酒税法に規定する「酒類」
	▪医薬品、医薬部外品
定期購読契約がされた新聞の譲渡 (一定の題号を用い、政治、経済、社会文化等に関する一般的社会事実を掲載する週2回以上発行される新聞)	▪工業用原材料として取引される塩(軽減通達2-1)
	▪観賞用・栽培用として取引される植物など(軽減通達2-2)
	▪外食
	○軽減税率が適用されるもの
	▪新聞いわゆるスポーツ新聞や業界紙なども含む
	▪発行予定日が週2回以上とされていれば、休刊日があることにより、週1回しか発行されない週があっても軽減税率を適用することができます。(軽減通達14)
	○標準税率が適用されるもの
	▪コンビニや駅の売店などで販売する新聞
	▪電子新聞
	▪週に1回しか発行されない新聞(赤旗の日曜版など)

## (2) 一体資産の取り扱い

「一体資産」とは、食品と食品資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみで提示されているもの、例えば玩具がおまけについたスナック菓子などをいいます。

一体資産のうち、税抜き価格が1万円以下で食品の価格の占める割合が3分の2以上の場合、軽減税率の対象となります。(それ以外は全体が標準税率の対象となります。)

## (3) 外食・ケータリング等の扱い

	外食	テイクアウト	ケータリング	出前・宅配
軽減税率 (8%)	×	○	×	○
標準税率 (10%)	○	×	○	×

外食やケータリング等は、標準税率の対象となり、テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

「外食」とは、飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル、椅子等の飲食に用いられる設備がある場所で食事を提供することであるので標準税率の対象となり、「テイクアウト」は、飲食店営業等が行うものであっても、単なる飲食商品の譲渡であるので、軽減税率の対象となります。

「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

「ケータリング」とは、出張による料理の提供やホテルにおけるルームサービスのように、顧客の指定した場所において行う料理の提供することであり、標準税率の対象となります。

「出前・宅配」は、単に飲食料理を届けるためだけのものは、軽減税率の対象になります

## 3. 消費税の軽減税率制度に関する Q&A (個別事例編)

「飲食料品の譲渡」の範囲等

(1) お酒の販売は、軽減税率の適用対象になりますか？

⇒A. なりません。標準税率10%の対象です。

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません。(改正法附則 34①一、酒税法 2①)

(2) ノンアルコールビールや甘酒の販売(アルコール分が一度未満のものに限ります。)の販売は、軽減税率の摘要対象となりますか？

⇒A. なります。軽減税率8%の対象です。

ノンアルコールビールや甘酒などの酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。(改正法附則 34①一、酒税法 2①)

「外食」の範囲

(3) 社員の食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象になりますか？

⇒A. なりません。標準税率10%の対象です。

会社内の事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食事において、社員や職員に飲食料品を飲食させる役務の提供で行うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。(改正法附則 34①-イ、軽減通達 10)

(4) そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の対象となりますか。

⇒A. なります。軽減税率8%の対象です。

そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食物を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。(改正法附則 34①)

消費税の対象品目による説明は以上となります。ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください！